様式第１号の別紙１（第６条関係）

地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

１　福島市東京圏わかもの就活応援事業に関する報告及び立入調査について、福島県及び福島市から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、「福島市東京圏わかもの就活応援事業における地方就職支援金交付要綱」に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。

（１）地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合：全額

（２）（在学中に地方就職支援金（交通費）を申請する場合）地方就職支援金の申請日から１年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額

（３）（在学中に地方就職支援金（交通費）を申請する場合）地方就職支援金の申請日から１年以内に福島市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に福島市に住民票がある場合を除く。）：全額

（４）就業日から１年以内に地方就職支援金の要件を満たす企業を退職した場合（ただし、退職から３か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）：全額

（５）転入日から３年未満に福島市から転出した場合。ただし、東京圏へ住民票を移さず転出していた者については、地方就職支援金の要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から３年未満に福島市以外の市区町村に転出した場合：全額

（６）転入日から３年以上５年以内に福島市から転出した場合。ただし、東京圏へ住民票を移さず転出していた者については、地方就職支援金の要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から３年以上５年以内に福島市以外の市区町村に転出した場合：半額

３　暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。

年　　　月　　　日

福島市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　署名